

(別 紙)

別表1(第2条関係)

区 分	対 象 医 療 費
医 療 保 険 各 法	・外来医療費 法に定める一部負担金の額 ・入院医療費 法に定める一部負担金の額 ・訪問看護に要する費用 法に定める一部負担金の額
そ の 他 医 療 に 関 す る 法 令 等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条による自立支援医療費の算定に係る負担額 ・その他公費負担医療に係る費用徴収金又は一部負担金の額

別表2(第2条関係)

分 類	主 な 疾 患 名
統合失調症	統合失調症
躁うつ病	躁うつ病、躁病、うつ病
脳器質性精神障害	老年認知症、脳血管性認知症、器質性精神病等
中毒性精神障害	アルコール依存症、覚醒剤中毒等
その他の精神病	非定型精神病、心因性精神病、統合失調感情障害等
精神遅滞(知的障害)	精神発達遅滞等
精神病質	パーソナリティ障害等
てんかん	てんかん等
その他の精神疾患	心因反応、注意欠陥多動性障害、食行動異常症(神経性食思不振症、神経性過食症)、神経症性障害等
発達障害	自閉症等

別表3(第3条関係)

補助対策事業		補助対策事業の内容	補助対象品目
在宅 重度障 がい者 対策事 業	(1) 在宅重度障がい者治療材料費給付事業	在宅重度障がい者に対して右欄に掲げる品目の物品を給付する事業	両面バンソーコー、消毒液、脱脂綿、油紙、ネル、ゴム手袋、バンソーコー、ガーゼ、綿球、ピンセット、安楽尿器、バット、浣腸液、紙おむつ、おむつかバー、円座、医療用ソフトシート、清拭剤 ただし、対象障がい者1人につき月額3,000円を限度とする。
	(2) 人工肛門・人工膀胱造設者衛生器材費給付事業	在宅の人工肛門・人工膀胱造設者に対して、右欄に掲げる品目の物品を給付する事業	人工肛門及び人工膀胱造設者用の接着式装具、ベルト、入浴パック、皮膚保護用パック、リング、腹巻、医療用ソフトシート、伸縮性バンソーコー、消毒液、消毒綿、洗浄液パック、採尿パック、両面粘着シート、脱臭剤、ガーゼ、油紙 ただし、対象障がい者1人につき月額4,000円を限度とする。

別表4(第3条関係)

優 先 順 位	通院交通 手 段	通 院 交 通 費 の 算 出 基 礎	備 考
1	列 車	通院に利用する列車の通行区 間による客運賃	○列車は指定席料金及びグリーン料 金は含めない。 ○列車、バス、自家用車の併用も認め る。
	バ ス	通院に利用するバスの通行区 間による客運賃	
	自 家 用 車	燃料1リットル当たりの単価を、 知事が別に定める額とし、1 リットル当たりの走行距離を10 キロメートルとして、通院に利 用する自家用車による通院区 間に応じ算出した額	
2	タ ク シ ー	通院に利用するタクシー料金	○上記1の通院交通手段に真によりが たい場合のみ、必要最小限の範囲で 認めるものとする。 ○列車、バス、自家用車の併用も認め る。

別表5(第4条関係)

(1)第4条(1)ア及び(3)アに定める所得の額は、次に掲げるところによるものとする。

扶養親族等の数	金 額
0人	1, 695, 000円
1人以上	1, 695, 000円に扶養親族等1人につき380, 000円を加算した額(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480, 000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630, 000円とし、特定親族であるときは、当該特定親族ごとに合計所得金額に応じた特定親族特別控除額とする。)

(2)第4条(1)イ及び(3)イに定める所得の額は、次に掲げるところによるものとする。

扶養親族等の数	金 額
0人	6, 387, 000円
1人	6, 636, 000円
2人以上	6, 636, 000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213, 000円を加算した額(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60, 000円を加算する。

なお、上記所得の算定にあたっては次により行なうものとする。

①所得の範囲

旧国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条の規定によるものとする。

②所得の額の計算方法

旧国民年金法施行令第6条の2の規定によるものとする。

(注)①、②に規定する「旧国民年金法施行令」とは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなお効力を有するとされた旧国民年金法施行令」のことをいう。